

1 開 会

進行及び開会のことば (清水心の支援室生徒指導係長)

2 挨 拶 (伊藤学司長野県教育委員会教育長)

- ・国のいじめ防止対策推進法、施行から 1 年が経過。この間、県の基本方針を策定、各市町村における議論が進み、各学校で基本方針、対応組織が作られと、着実に進展しているところかと思う。いじめの問題は、万能解決策が存在するというものではなく、状況に応じ、絶えず困難を抱えている。その意味で、引き続き関係者が集まり、英知を結集して取り組むべき重要な課題と考える。
- ・10 月 16 日に文部科学省から「平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果も公表されており、会議の中でも報告がある。5 月のこの会議において、委員から「いじめ条例の策定も検討してみてはいかがか」のご意見も頂戴したが、その後、県議会において条例策定について質疑があった。現在、教育委員会では、今年度内に議会へ条例案を出したいと考え、検討を進めており、本日の会議では委員のみなさまからご意見を頂く予定である。
- ・いじめは問題への取組は、大きな問題が起きて対応しても、それが過ぎれば少しトーンが落ちてしまう一過性ではなく、恒常的にしっかりさせたい。忌憚なくご意見をいただき、一步一步前に進む取組が長野県全体で出来ればと思うので、宜しく願いたい。

3 自己紹介 (前回欠席者があったため)

4 協 議 (司会は伊藤会長が務める)

- (1) 「平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」におけるいじめの発生状況 (県、国) について

【伊藤会長】

- ・本県及び国におけるいじめの状況について、説明をお願いします。

【永原室長】

- ・県内 726 校のうち、いじめを認知した学校は 325 校でした。前年と比べて、いじめの認知件数、認知した学校数ともに、小・中・高等学校で減少した。
- ・認知件数は、小学 1 年から中学 1 年にかけて増加し、その後中学 2、3 年では減少の傾向。小学校では 5 年生の認知件数が最大で、中学校では 1 年生が最大となっている。男女別では、中学 3 年生を除き、いずれの学年も男子が多い傾向にある。
- ・いじめの発見のきっかけは、「アンケート調査など学校の取組による発見」、「本人からの訴え」、「学級担任が発見」、「本人の保護者からの訴え」が多く、合わせて全体の 8 割以上である。
- ・いじめの態様は、「冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が約半数を占めている。また、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」は 83 件あり、高校ではこの項目が 2 番目に多くなっている。
- ・いじめの現在の状況は、「解消している」が 83.8%、「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせれば、97.0%となる。
- ・いじめの日常的な把握の方法は、「アンケート調査の実施」が全体で 92.9%、「個別面談の実施」が 83.4%、「個人ノート」や「生活ノート」などの取組が全体で 75.5%と、他県に比べ高い。
- ・いじめ防止対策推進法に基づく「学校いじめ防止基本方針」の策定および「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置状況 (10 月 1 日時点) …国公立を含めた「学校いじめ防止基本方

針」の全体で 99.4%が策定済み、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」は全体で 99.2%が設置済みである。

- ・市町村における「地方いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ問題対策連絡協議会」や「教育委員会の附属機関等」に関する設置状況をグラフに示している。「地方いじめ防止基本方針」が策定済みは 9 市町村で、11.7%。45.5%が策定に向けて検討中である。「いじめ問題連絡協議会」は会議体も含め、18 市町村で設置済み。
- ・県教育委員会は、いじめ防止対策推進法と国のいじめ防止基本方針を受け、「県の基本方針」を策定し、いじめ防止等のための一層の取組に努めてきた。ここで、いじめ根絶への取組は、学校や家庭、地域その他の関係者が連携し、県民全体で取り組んでこそ実効性が上がるものと考え、それぞれの立場の責務や役割を明確にするとともに、相談体制の充実や、近年問題となっている「ネットいじめ」への対策を含め、総合的な条例の策定を視野に入れて検討しているところである。

【伊藤会長】

- ・これまでの取組が功を奏している部分があり、いじめ認知していることはもちろん良いことであると思っている。いじめの態様も、全国から比べると、パソコン、携帯電話等の比率は低いですが、2、3年前に比べ、倍増以上に伸びている状況がある。それぞれの機関での色々なご苦労があるだろう。この辺りについて、各機関がお気づきの点、または学校でお感じの点等ございましたらお願いしたい。

【近藤委員】

- ・感想で申し訳ないのだが、平成 24 年度は多いが、その後減ってきたのは、学校、保護者、地域の方々が一生懸命取り組んでいただいたからだと思う。今の取組を続けていただければ、早めに 23、22 年度の件数に近づいていくと思う。地教委として現場で取り組んでおられる方々に感謝している。
- ・現在のスマホ問題は、保護者も大変心配している。有効な手立てが見つからない中で、使用を押さえるのは、難しいと感じている。どのように使うべきなのかということ、子どもが小さい頃から考えられるように、学校、保護者と子どもが関わり合って取り組んでいくようにしたいと考える。

【伊藤教育長】

- ・今後が大変心配な部分である。旧来型での対応だけでは、おそらく対応出来ない分野になっていくと思われる。今の点も含めてご自由に意見いただきたい。

【胡桃澤委員】

- ・スマホ、ネット関係の話をいただいたので、ちょっと触れたい。11 月 30 日に、県 PTA 主催（文部科学省ネットモラルキャラバン隊事業）、共催は安心ネットづくり促進協議会の、長野県ではここまで大きなものは初めてだと思う、スマホに関する講習会を行う予定。
- ・本県では、色々な問題があるのに、保護者による対応が遅れていると思う。特に、「スマホやインターネット限定ではなく、普段のしつけが上手く出来ていれば、スマホの問題も大丈夫だ」と思っている保護者が非常に多い。普段、親子のコミュニケーションが上手くとれていても、スマホは別の問題で、危険性があることをしっかり認識してもらわないといけないと考えている。そういう意味で、今回少し大きな集会、講演会、勉強会を県に誘致してきた。これから各郡市に下ろしていきたいと思っているが、一回開催して終わりということではないので、今回、教育委員会の方でも行っていただいたアンケート結果をしっかりと見ながら、PTA としても対応を考えていきたい。

【伊藤会長】

- ・「スマホ対応」と言うと、有害情報との関係や、色々な形での加害被害に巻き込まれる観点で警戒する一方であるが、今回見えてきた様に、「いじめのツール」として、見えないいじめを広げてしまう、非常に悪質化して行く危険性もある。おそらく、スマホやネット対応関係の講習会を行う際には、様々

な弊害、勿論利点もあるが、「弊害の中にいじめ問題もある」ということを、意識して取り組むことが必要な状況になっていることが、改めてデータ上に示されてきた状況である。

【西澤委員】

- ・スマホの問題に関して私共（私学協会）が懸念しているのは、「保護者が子どもと連絡を取りたい」ためにスマホを持たせる。確かに良い点でもあるが、そのスマホは、保護者が思っているより子どもたちはずっと進んだ使い方をしてしまっている。そこに、保護者の認識が追いついていない。それと共に、「ネット環境の中で、匿名で何でも出来てしまう」という状況を、小さいうちから逆に教えてしまうという状況になっている。その辺りで、保護者への啓発がかなり大切ではないかと感じている。

【大井委員】

- ・資料の、「いじめ発見のきっかけ」にある「本人からの訴え」は、誰に伝えているのかが大事である。保健室の先生に訴え出るのか。本人が訴えるのに、誰に訴えているのか。子どもたちが自分のつらい思いをはき出すのは、余程でないとその機会がない。どこが一番の窓口、言いやすい場所になっているのか知りたい。

【永原室長】

- ・この調査の項目に、「誰に」の項目はないので、正確には言えないが、おそらく「一番身近な担任」というのが一番多いと思う。担任以外では「養護教諭」がかなり占め、それ以外では、子どもたちがいろいろな「繋がり深い先生」に伝える。部活顧問の先生、教科担任で「(自分を)理解してくれている先生」に伝えているかと思う。

【大井委員】

- ・学校だけでなく、いじめの情報を話せる電話相談。そういう所の情報もつかんでいないか、どんな割合で本人からの訴えがあるのか。

【永原室長】

- ・様々な相談機関がある。教育委員会が関わっているものや、そうでないものもある。教育委員会に係わるものでは、心の支援室に「子どもの権利支援センター」がある。それから「24時間いじめ相談ダイヤル」があり、そこでは、いじめに係わる子どもからの直接の訴えも聞いている。

【大井委員】

- ・そういうものも、この結果に含まれているということか。

【永原室長】

- ・はい。

【伊藤会長】

- ・学校以外の関係機関からの情報のとおり、カウントされるのか。相談電話から学校の方に、どうもお宅の学校にいじめがあるようだ、と伝え学校が知るのではないか。

【永原室長】

- ・学校が知らないでいて、関係機関で知り得て、学校へ伝えられたのがカウントされる。

【金委員】

- ・学校内の取組情報はよく分かるが、子どもの姿が見えて来ない。私は、24時間のサポート電話があるということを知った。子どもたちはどれくらい認知しているか。はっきり言うと、子どもを対象にした調査を試みる価値があると思う。子どもたちには、学校があり、学習塾がある。いじめが発見されたとき、いじめをしたことがあるか、されたことがあるか、見聞きしたことがあるか、どのようなものか、相談の場所でこういうものがあるのをあなたは知っているか、利用するか、等々、子どもの世界をストレートに把握することで、実態が見えてくるのではないか。

【伊藤会長】

- ・相談機関の周知について、今やっていることをお伝えください。

【永原室長】

- ・どういう相談機関があるかと言うことを、子どもたちに伝えると言うことは非常に重要であると言うことは認識している。中学校、高等学校では、生徒手帳に相談場所の掲載を依頼し、ほぼ100%に近く徹底されている。それから、子どもの権利支援センターの相談ダイヤルの特設期間を年に3回設け、「2週間前後、子ども優先で、無料で受けます」と、その都度、学校に連絡している。後、様々な相談機関があるが、その一覧表を各学級で掲示する様に配布している。

【伊藤会長】

- ・そういった努力をしているが、どれだけ子どもに届いているか、学校で色々な調査をやっているが、子どもの生活全体を含め、実態の把握については、この後、いじめの条例等を踏まえ、どのように新しい対応をするかという部分にも係わる一つの提言をいただいたと受け止めさせていただく。そうした今後の対策について、様々に係わる部分であるので、今のデータが基礎データ、基礎の取組である。
- ・それを踏まえ、それぞれの関係機関、関係団体で、いじめ防止対策推進法やこの協議会で協議をして作成させていただいた「長野県いじめ防止のための基本的な方針」に基づき、お取組をいただいている所かと思う。各機関の取組状況について、委員の皆様より、ご紹介の発表をいただき、更に今後の対策についても協議を深めたいと思う。恐縮であるが、一人ずつ委員の皆様より、各機関でどんな取組をしているかということについて、ご発表をお願いしたい。

【伊藤委員】

- ・長野県弁護士会では、小学校対象に「弁護士によるいじめ予防授業」取り組んで実施させていただいている。どんな授業が効果的なのか教育委員会の方と一緒に協議し、協働で作成している。小学校で2コマ、実質90分間で、弁護士による一方的な講義ではなく、「いじめは人権侵害であること」について、基本的なことをお話しした後に、身近に起こりそうな事例を提示し、グループ毎にみんなで考えて、各班で発表してもらい、その答えについてみんなで話し合っていくというものを、2コマ続けてそれぞれをやる。
- ・「いじめはよくない」と言っても、具体的に「自分は何ができるのか」ということに引き続き、「具体的に何をしたらよいのか」を考える内容になっている。実施する小学校の関係者の方には事前に、授業内容はこういうことをやる、ということをお話しさせていただいている。了解が得られた学校では、「お葬式ごっこ」と言われている鹿川君の事件を取り上げて、「いじめの最悪の事態はこういうことだ」ということをお話しさせていただいている。
- ・本年度は、今のところ3校実施する予定で、既に2校実施させていただいた。対象者は5、6年生となっているが、実施した学校側の話では、非常に好評をいただいている。普段から教員の方が取組をしているが、何かあったときに、「前に弁護士さんが来て、こういう授業をやったよね」「あの時、考えたよね」みたいなことも言えるので、非常に役に立つのではないかな等の効果を頂戴しているところ。児童のみなさんも、非常に集中して聞いてくれます。「2コマは長いと思ったが、あっという間に終わってしまった」みたいな感想を言ってくれる子どももいるし、授業にも熱心に参加できて、大人が思っているよりも子どもたちは、具体的な行動を考えようとすれば、考えられる。先程、実態としてどのくらい相談しているかという話も出たが、解決策の中で「相談機関へ相談する」という答えが出る学校もあった。そして、「知らないのではないかな?!」と思うことを意外と知っていたり、「分かっているのじゃないかな?!」と思うことが分かっていたり。やはり、子どもの実態を知ること、重要であると思う。こうした授業を進める中で、子どもたちの実態というものが分かると思

うので、私どもは是非協力させていただきたいと思っているところ。

【伊藤会長】

- ・ありがとうございます。色々ご質問されたいこともあろうかと思うが、一通り皆様が発表された後、ご質問、相互にお受けできれば。

【藤井委員】（2分）

- ・長野県臨床心理士会の取組では、1番目はスクールカウンセラーの活動が、児童生徒のみなさんに直結した取組になっている。その中で、今年は11月29日（土）に、講師を呼んでSCの研修を行う予定である。研修テーマは「学校におけるいじめ対応について」で、講師として県教委教学指導課心の支援室長の永原先生と、須坂市教委学校教育課長の清水先生に講演いただく予定である。「いじめ防止対策推進法の概要」と「SCが担う役割」について永原先生から。「須坂市におけるいじめ防止対策における学校問題解決チームの取組について」、清水先生から講演いただく予定である。午後は、「事例検討」とし、コメンテーターを今のお二人に加え、心の支援室の山寺指導主事と、高橋法律事務所の樋川弁護士先生にご参加いただき実施する予定。
- ・普段の取組としては、SC部会担当が県教委心の支援室に定期的に訪問し、連携をとっている。
- ・それから、自治体への委員派遣ということでは、須坂市の学校問題解決支援チームと長野市のいじめ問題対策連絡協議会に、それぞれ別の委員が参加して、連携を図っているところである。

【大井委員】

- ・長野県社会福祉会としては、SSWの教育事務所を通じての小中学校へ派遣をしている。いじめを含む子どもたちの生活全般で、親から相談があるが、不登校とか色々な問題を含めた相談に乗っている。それから、児童虐待、DVのホットラインの担当者があり、電話相談にて担当している。具体的には、それぞれでとりまとめているので詳しいことは分からないが、いじめを含めた相談にのっている。

【夏目委員】

- ・長野県精神保健福祉士協会では、いじめ問題に直接関わるということは少ない。ただ、医療機関等で関わる中で発達障害系の傾向をお持ちの子供さんの相談ケースの中に、学校でいじめにあっていることがある。それらの方について、個別に学校の先生と関係を持ちながら支援しているケースが結構見られる。
- ・小学校低学年くらいから中学校くらいまでの子どもさん、場合により高校でも、基本的な問題の中に広汎性発達障害があり、結果的に不登校になったり、いじめにあったりというケースがある。そういったケースについて、個別に医療機関に所属する精神保健福祉士と学校側、家庭と連絡を取りながら関わっていくのが一つ。もう一つは、精神保健福祉士は地域で社会復帰のサポートをしているが、社会復帰のために地域の作業所等に通所している方々との関わりの中で、過去にいじめに遭っている方がある。調査では、ある作業所では、登録40名の内、30名ぐらいに小中学校時代、いじめに遭った経験があるということが分かった。中には、いじめが原因で統合失調症等が発症しているのではないかという方もある。逆に、統合失調症系の要素をお持ちのため、人との関係がうまく行かず、いじめに遭ったということもある。精神保健福祉士が小学生、中学生、高校生の支援に関わっていると、その方たちがいじめ問題に関わっていることや、成人しているが、過去にいじめを受けた経験をお持ちの方が結構いることが分かった。このようなことから、今この連絡協議会の場で問題になっていることをきちんと押さえていくことが、将来的に精神に障害が出る、出ないにも関係があるかもしれないことを、我々が知っていることが必要だと考える。

【胡桃澤委員】

- ・いじめに関する今回の国の動きを受け、全国PTA協議会で改めて、いじめについての指針をまとめ

ている。来年度2月にはまとめる予定で、県としてもそれを受ける形で、メッセージを発信する等の対応を考えたいと思っている。昨年度まで、“いじめゼロ”を目指す等の文言が、全国協議会の中にも入っていたが、「“いじめゼロ”という言葉ははずそう」ということで。結局、“体罰ゼロ”もそうだが、「ゼロ！ゼロ！ゼロ！」で学校や先生が、報告を躊躇してしまっただけは何もならない。変な負担を学校や先生にかけぬ様に、PTAとしてもその辺りの言葉を外しながら、まとめていきたいと思っている。勿論、参考にして、来年度以降ですね。

【金委員】

- ・ いじめ NO! 県民ネットワークながのから、3点ご報告したい。
- ・ 1つ目は、組織体制について。ご存じのように、この組織は、平成24年に阿部知事と教育長さんの共同宣言をきっかけに、民間の不登校を考える人たち、いじめを考える人たちを束ねる形で、官民共同の組織としてスタートしている。そして、この度、執行部体制を改め、6名改選し、私が代表を仰せつかった。
- ・ 2つ目は、今後の活動として、条例に関する所でもあるが、条例が制定されるまでには時間とかの制約もあるが、タウンミーティングのような形とかができればありがたいということが、昨日の執行委員会で提案された。
- ・ 3つ目は、活動として、プロスポーツチームと連携等を継続していく。また、要望として、他県のある市で、いじめに対応するガイドラインでよく出来たパンフレットがインターネットにもあるというので、そういう資料もどんどん活用してほしいという話もあった。

【近藤委員】

- ・ 資料の8頁に報告されているとおりで、おそらく各市町村も共通かと思うが、このアンケートを見ても、今後取り組もうとしていることが分かる。やや感想めいているが、今の学校の子どもたちは、大変だなと思う。いろんなことを全部学ばなければいけない。いじめについてもその状況が非常に複雑で、多岐多様で、悪く言うと、世の中のことが、全部出てきているものだから、それについて、成長の中で一つ一つ理解をしていく過程が必要だと思う。学んでいく過程の一つとして「いじめはいけない、絶対だめ」と指導するが、それをやるために、その後の行為は隠れて行ってしまうのが、非常に難しいと思う。「悪いことは、悪い。」としっかり教えていかなければいけないが、2次的ないじめが起きることもあると思う。「みんな違って、みんないい。」となるまでの過程が、もう少し必要だということ、私ども長野市のいじめの条例でも気をつけていかなければいけないと考える。

【市川委員】

- ・ 全部の学校の状況は分かりませんが、本校においても基本方針を作って、生徒会などを中心に「ボランティア」の推進、人権係が「人権だより」、教育相談が「SC事業をどう活用するか」「SSTを実施するか」の検討、スマートホンについて警察の方に来校、御指導いただく、或いは問題行動を防ぐ様に警察サポーターの方から講演いただくと、色々な取組をしている。
- ・ 近藤先生からお話がありましたように、いじめと言っても色々なスタイルがあると思う。特に入学当初の頃に何らかの上下関係が出来ていくというところで起こるもの、夏休みが明けくらいに、グループが出来たところで、見えない形で進行していくもの、或いは少し時間がたつと、寂しい思いをしている子がいるというものもある。アンケートを処理してみると、生徒たちの言葉には、「いじめもなく、優しい人がいて」などと子どもたちがつぶやいているのを見ることもある。やはり人と人の繋がりを基盤にして、どういう集団づくりをしていくかが、学校ではすごく大事なかなと思う。一対一でそれぞれが見守るというサポートできる繋がりや、この学校に所属することの意義が実感できる様な社会的な繋がり、その二つの繋がりを学校の中でどう作っていけるかということかと思う。その所属するこ

との意義に私自身が気づいたのが、〇〇の小林〇〇さんが人権講演会の中で、「なぜあなたたちここにいるの？何のためにここにいるの？」と言うような呼びかけを生徒全体にしてくれたときだった。もう一つ、個別のサポートという意味で、やはり声がけと言うことがずっと課題であるわけである。どうやって見守っていくかにより繋がりが出来る。傍観者だったり、いじめられている本人であったりしても、どこで誰に発信していいのか。個別にどう見るか。先ほど近藤先生の話にもあった様に、子どもたちが色んなことを学んでいくにも、それを理解してもらうためにも、すごく人の手が必要で、色んな人に係ってもらおうということが大事である。本校は地域高校なので、地域の人に係ってもらっているが、更に考えているのは、信州大学の研究室の学生さんのサポートをお願いする方向を考えている。生徒たちが感じていること考えていることは、分からない部分もたくさんあるが、いろいろな面で個別に係っていただき、心が開ける、そういう環境が出来ればよいと思っている。

【池上委員】

- ・ 県小中学校の校長会ですが、県小中校長会が設置する「いじめ不登校対策委員会」の世話係ということで出席させていただいている。この委員会に県内各郡市の校長会の代表が出席し、校長先生の実践、或いは郡市校長会が実践している内容を持ち寄り、それを精選し、県小中校長会にて冊子にして県全体に行き渡る様に発信している。
- ・ この他に各校長会というものがあり、各郡市に校長会というものがある。数は10位だが、各校長会の中では各校長の取組を発表している。他に教頭会もあり、それも各郡市であるので、各校の「いじめ・不登校に対する取組」について研修としてやっている。市町村、各郡市の校長会、教育会があり、そこに「いじめ・不登校の研究組織」がある。また、各学校の生徒指導やいじめ不登校の係が集まり、実践報告や悩みなどを出し合う研究協議会がある。そんな形で、学校の中でいじめ不登校をなくすように一步一步取り組んでいる。
- ・ 一番の課題は、PTA代表からスマホの関係やIT等出されたが、ほとんどの学校のPTAでスマホ等についての研修会をやっている。塩筑の場合、塩尻東地区で100%の学校でやっている。情報モラル等に関して、塩尻市指導主事が各校に出向いてくださり、子どもたちに自ら色んな指導をしたり、先生方にも指導したりしている。そこでの課題は、「PTAで研修やります！」と言っても出てこない親がいる。学校の中でも、モラルに対しての学習をするが、そうした学習の目からこぼれ落ちてくる子どもたちがいる。網の目からこぼれ落ちると言う表現が悪いが、そういう親や子どもに対し、具体的にどうしていったらよいか、学校の今の大きな課題であるし、大きな悩みである。一生懸命考えてはいるが、中々具体的には浮かばないと言った状況である。

【西澤委員】

- ・ 私学も、基本的には公立の高校や中学校と同じに対応をしている。基本方針は、各学校で策定をしている。いじめや不登校について、常に先生方が意識をしている。私学は、そういう問題があるとその影響をまともに受けるので、そういう意味でも気を遣って毎日の対応をさせていただいている。それがどこの学校さんも基本的に行っていることで、更にPTAに対する研修とか、いじめや最近のスマホ等の情報機器に関する問題についても研修会をしてきている。
- ・ その中でも、先ほど申した様に保護者に、「親の安心と子どもの安全は違いますよ」というお話をよくさせていただく。「連絡が取れるから子どもは安全な所にいるという保障はありませんよ」と時々申し上げ、その辺りはこれからも常々啓発をしていかなければいけないと感じているところ。今度また私学の中高校長会などの機会に、そんな話も広げていき、より一層きめ細かな取組が出来る様に依頼をしていきたいと思う。

【竹内委員】

- ・児童相談所は、基本的に個別の相談を受けるというスタンス。どんな相談でも受けて仕分けをしていくわけで、どうしても児童虐待が多くなり、いじめは少ない。ですが、例えばネグレクトと呼ばれるような手が入らないようなお子さんの場合には、何日も同じ服を着ていたり、お風呂に入っていないかったり、ある意味いじめを受けやすい要素は持っているということですね。こういう子どもたちは、いじめられているという発信がなかなかできない。相談があれば、出かけて行って最初にやることは、学校の先生或いは市町村における担当の方々と情報共有をする。そこから、その子の全体像を把握するように努めている。子どもさんの一時保護や施設への入所もあるが、子どもたちが家に帰せるようにするために、子どもを含めた打合せをして、安全プランを立てる。具体的に言うと、「困ったらこの先生に相談するんだよ」とか、塾の先生、ピアノの先生など、困ったときの具体的な相談相手をその子に応じて決めていく。その子自身にソーシャルサポートを受けられるようなスキルを身に付けてもらう。それから、家庭なら兄弟喧嘩で済むことが、児童集団の中では、即いじめになるが、「いじめ、駄目だよ」では解決していかないので、施設によっては心理教育的アプローチ、ソーシャルスキルトレーニングなど、グループワークを行う。結構、手間や回数がかかる方法であるが、ロールプレイも交え、具体的に対人関係のとり方を練習してもらう。そういう取組を児童相談所でも協力し、施設の方にやっていただくことがある。ただ「駄目だよ」と言うだけではなくて、何らかの具体的な、要するに普通の対人関係の取り方ですね。これがうまくできずいじめが起きてしまうこともあると思う。

【青木委員】

- ・県の直接事業ではないが、いじめに限らず子どもの相談に応じるチャイルドラインがある。イギリスで1986年に、日本では1998年から始まっている。現在、本県ではNPO法人3団体が長野、諏訪、上田で活動している。ここに、県は年間370万円ほど補助しており、3団体で年間1万件を超える相談を受けており、1日平均40件を超えることもある。3団体で曜日を分担して応談しているが、年々、受信件数も増えているとのこと。原則として18歳までの相談を受ける、名前は言わなくてよい、秘密は絶対を守る、嫌になったらいつでも切っていいよ、という条件で相談に乗っていただいている。

【佐藤委員】

- ・子ども家庭課です。6月議会にて、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」（略称 子ども支援条例）が可決した。この条例では、いじめ等で悩むお子さんへの支援や、子どもの育ちを支える方たちへの支援など、総合的に推進して子どもの最善の利益を実現させようとした条例。
- ・一番主な施策は、「相談」と「救済」に取り組むということで、子どもからの情報を窓口で相談を受ける「問診体制」に対応する「救済」という意味の「子ども支援委員会」を設置している。具体的には、「子ども支援センター（仮称）」で相談を受け、救済につなげていきたいと。9月の議会では、それに関する補正予算も取らせていただき、チャイルドライン等民間の機関とも連携をしていく、できればハブのように様々な機関とうまく連携し、子どもたちの相談体制を作っていけたらと思う。
- ・9月にはチャイルドラインや、長野市、松本市の子ども相談の部署等の方に集まらせていただき、今後の「子ども支援センター」はどのような方向性が望まれるのか話をした。できれば、4月から動き出したいと現在進めているところ。

【黒澤代理】

- ・私学・高等教育課より、一つ報告させていただく。「広域通信制の高等学校において重大事案が発生し再調査になった場合、県はどこまで対応ができるか」ということについて、今、私学の事務担当者会議の場でも話題の一つになっている。実際、どのような問題があるのか、県の対応の限界はどこにあるのか、を各県と情報共有しながら、早急に考えていかなければいけないと思っているところ。

【中島代理】

- ・いじめに特化した活動は特にはないが、警察署では小学校を選定して、「我が家のセーフティリーダー」、「我が家の生活安全課」を各校にお願いをしている。いじめ等をしないように、小学校5、6年生が下級生を見ることで、規範意識を向上させるということをやっている。
- ・また、インターネット、スマホの関係では、いじめ特化ではないがいろんな被害があるので、その使い方についての講話をやっている。保護者の方、または地域の方に対しての講話の依頼もある。そこに来る相談では、いじめの部類はほとんどなく、県教委で認知されている内の数%しか警察では把握していない。ただ、内容的には解決に至っていない事案が多いとのこと。「学校に相談してもなかなか解決していかないので、警察も入って強化をしてください」がほとんど。そのため、学校と連携をしながら親御さんから調査をし、事件になるものは事件にしている。

【伊藤会長】

- ・今、関係機関より幅広い取組状況を報告いただいた。当然のことだが、各機関が取り組む際には学校と連携をしたり、学校も関係機関にご協力いただいたりもある。同時に、いじめは必ずしも学校の中だけで起きるわけではない。塾等も含めて子どもの集団は様々あるので、それらで起きた場合も、直接の対応は難しいが、いろんな相談に乗りながらどう解決していくかの観点も重要になると、改めて認識させていただいた。ただ今の各機関の取組について、こういう点はどうか、逆にこのようなことはできないか等、ご意見をお願いできればと。

【池上委員】

- ・「(相談機関について、) 子どもたち一人ひとりはどうのような認識か」と質問があったが、室長の話した通り、県から「子どもたちにお知らせしてください」というのが多いが、さらに校長会にも義務教育課主幹指導主事から「是非これは大事だから、各校で各家庭や子どもたちに伝えるようにお願いします」と指示がある。ですから、相当、口を酸っぱくして伝えている。
- ・課題は、各学校で配られる際の最後の担任のところとなる。担任の先生が、クラスで子どもたちにどのように下ろしているかが大きな課題で…。「はい、配ったよ」と言わないようにしているが、そうすることもあったり、丁寧にやっているところもあったり、そこに差が生じていると思う。その辺りを、学校の方でも校長会の方でも大事にして、丁寧に配るようにしているのだが…。

【金委員】

- ・先ほど申したのは、「子どもの実態を知りたい」、ということのみである。いじめの問題とは、私が見ていて感じることは、やはり家庭教育。私は、時々昼間の大糸線に乗るが、高校生、大学生くらいの子たちのマナーの悪さに頭に来ている。マナーというより年寄りが乗ってきても席を譲らない姿。小さい子や年寄りへのいたわりがないと思う。携帯見ている気付かないのはいい方で、目の前に年寄りが居ても席を譲らない人がたくさん居る。「信州教育」はどこへ行ったのかと思う。一度JRに、「何とかしろ」と言いに行っただけである。
- ・問題にしたいことで、道徳が教科になると報道があり、すごく危惧を感じる。教科になるということは、教科書がなくては行けない。ひいては5段階評価になると。そんなことをやればやるほど、逆効果ではないかという気がする。先生方の現場という意味で、「基本的には、現場に権限とそのためゆとり、資源がなくては行けない」と思う。子どもたちのストレス、弱者へのいたわりの気持ち、本来持っているもの、或いは自分がやられた時のサバイバルの立ち上がる力、エンパワーメントとか、そういうことが求められているのだ。そういうことはどうしていくのか、一番難しい問題なのではないか。

【伊藤会長】

- ・いじめの問題について議論するとき、いじめへの対処には何か特別なものがあるわけではなく、道徳も含めて自己肯定感を高めるような日々の教育活動等、総合的にやらなければならない。その意味ではいじめ対策と言うよりも、根源的な人作りの中で重要なことをしっかりやるべきだという部分は多分にあると考える。いじめの未然防止の部分で全員に共通の教育を行う。本来のところでは対応すべきということをおぼろげに忘れてはならぬと、改めて認識をさせていただいた。

【西澤委員】

- ・私も、席を譲る、譲らないというのは生徒たちによく話すが、実は中学生・高校生のピアプレッシャーというのがかなりある。「仲間の中で一人だけ自分が譲ると、逆に良い子ぶっているという話になってしまうので、恥ずかしくて譲れない」と言う子も、まじめな子たちの中にいるのだ。それでも、「勇気を出してやって良かった」と言う子もたくさんいる。そして、もっと大きな問題として取り上げなければいけないのは、テレビ番組でのやり取りなんか聞いていると、「あれ、一般の人がやったらいじめだよ」くらいの言い方をしている。いろんなバラエティ番組でも同じである。あれを見て子どもたちは育ってきているわけだから、そのところをもっと私たちも声を上げていかないといけない。子どもたちが育ってくる土台がそういうところで作られてしまい、私たちがいくら言っても、実際、「大人はあんなことやっているじゃないか」という話になってしまう。その危惧を抱いている。そんなことも、どこかで声に出せればと思う。

【夏目委員】

- ・今の西澤先生のお話を伺って思ったのは、知識として「やるといういいこと」が分かることと、それを実際に「行動にあらわす」ことは一致していないことがあるということ。具体的にソーシャルスキルズ・トレーニング (Social Skills Training=SST、社会生活技能訓練、 コミュニケーションの練習) で、実際の場面を練習してみると「ああ、こんな感じでやればいいんだ」「こんなタイミングで、声をかければいいのだ」と体で理解することができ、知識を実際の行動に移せるようになることがある。
- ・病院勤務の時、最初にSSTを実施し始めた時、精神科病院に入院されている人達の中には「ほめられた経験」の非常に少ない方がいることが分かって驚いた。SSTは良い所を伸ばす手法であるため、まず参加した方に良い所を見つけてほめる練習を行った。「〇〇さんは、明るい表情でお話するところがいいですね」と伝え、「ほめられるとどんな感じがしますか？」と尋ねると「嫌な感じがします」と返事をされた。人は良い所を見つけてもらい、ほめられるとうれしさを感じ、いわゆるエンパワーされて、好ましい行動が増えると言われていたが、その答えで「なんで？」と思った。よく聞いてみると、その方は「ほめられても、どうすればいいのかわからないので困った。それで、嫌だなあ」と感じたようである。そのため、ほめられた時には「ありがとうございます、って言いましょう！」と反応の仕方をお伝え、その練習をしてもらうと、以降、その方はほめられることが大好きになった。つまり、実際に行動に移すプロセスまで練習しておく、知識としてあるものを行動に移せるようになるということ。自殺予防関係の事も、みんないる中で自分が「大丈夫？」なんて声をかけなくても、先生とか、専門家の人がいるのだし…とったりする。ゲートキーパーの研修は、スキルとして実際に声をかける練習過程が入っているので「こんな感じで、こんなタイミングで言えばいいのだ」と分かり、その行動が普遍化される。いじめへの対処にも、そういった具体的な行動に移す練習を合わせて入れていく必要があると感じる。

【伊藤会長】

- ・それでは、いじめ防止条例の「骨子素案」ということで、今、私どもが考えている案を、ご説明させていただき、皆様からご意見をいただければと思うところ。事務局より、条例の骨子素案、スケジュール等について、説明ください。

【永原室長】

- 資料のスケジュール…今月末に骨子案の公表、パブコメを約1か月程度いただき。1月下旬頃、条例案を決定し、2月下旬の県議会で条例案を上程し、できればここで認めていただきたい。そして4月から施行したいと考えているところ。骨子案についての説明の前に「他県の状況」を説明させていただく。資料9ページ、全国的には35の都道府県で条例を制定しているところ。附属機関等についての設置について条例化しているもの。それに加えて、いじめに関わっての理念、基本的な施策を含めた「総合的な条例」と言えるかと思うが、これを制定しているのが、北海道、千葉県、東京都の3つである。私どもが考えている条例は、総合的な条例なのか附属機関設置等の条例なのかということだが、これまでの長野県の様々ないじめ防止等の取組を、市町村や県、学校だけではなく、広く保護者や地域、県民全体で取り組むという、県民総がかり的な条例の方が、より一層、私どもが願う「いじめをなくす」に適っているのではないかとということで、「総合的な条例」を考えている。そういうことで、骨子素案をご覧いただきたい。「骨子」ですので、骨格となる要点のみという感じである。

1 目的

この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に進めることを目的とします。

- まず1の目的ですが、これは「いじめ防止対策推進法」を踏まえてということ。なおかつ、これを総合的、効果的に進めることを目的としたいと考えている。

2 定義

(1) 「いじめ」

児童等に対して、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

(2) 「学校」

学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいいます。

(3) 「児童等」

学校に在籍する児童又は生徒をいいます。

(4) 「保護者」

親権を行う者をいいます。

- 2の定義のところ、ここの部分については、推進法に合わせて書かれている。

3 基本理念

いじめの防止等のための対策は、次に掲げる事項を基本として行うこととします。

- (1) 学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指します。
- (2) 児童等がいじめを行わないように主体的に取り組めるようになることを目指します。
- (3) 県民総ぐるみでいじめの問題を克服することを目指します。

- 3の基本理念は、例えば(1)学校の内外を問わない、(2)児童等がいじめを行わないように主体的にということ、(3)県民総ぐるみでいじめの問題を克服すること、を考えている。

4 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはなりません。

- ・ 4のところは、国の法にならって書いている。

5 県の責務

県は、国、市町村その他の関係する機関及び団体と連携協力し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行います。

- ・ 5の県の責務は、国、市町村その他の関係する機関及び団体と連携協力すること、それから総合的かつ効果的に、といったようなことを考えている。

6 学校の設置者の責務

学校の設置者は、設置する学校におけるいじめ防止等のために必要な対策を講じます。

- ・ 6は、学校の設置者の責務ということで書かれている。

7 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、次に掲げる事項を行います。

- (1) 保護者等と連携し、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。
- (2) 教職員の言動が児童等に影響を与えることを認識します。

- ・ 7は、学校及び教職員の責務は、(1) 保護者と連携、学校全体で、適切かつ迅速に対処する (2) 教職員の言動が児童等に影響を与える、ことで書かれている。

8 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、次に掲げる事項を行います。

- (1) 自らを大切に思う気持ちや他の人を思いやる心を育み、規範意識を養う教育に努めます。
- (2) 保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に保護します。
- (3) 学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

- ・ 8保護者の責務は、子の教育について第一義的に保護者が責任を負うということで、(1)、(2)、(3)を掲げている。

9 県民の役割

県民は、児童等が安心して学習その他の活動に取り組める地域づくりのため、いじめ防止等に向けて主体的な取組を行うよう努めます。

- ・ 9県民の役割は、先ほど申した「県民総がかり」とかなり関わるもので、県民の役割という項を起こしている。

10 いじめ防止基本方針

県は、法第12条の規定により、いじめの防止等のための対策の推進について必要な事項を、基本的な方針として定めます。

- ・ 10のいじめ防止基本方針、これは昨年度末、3月末にできた県のいじめ防止基本方針が認められているわけだが、条例にもきちんと位置付けるということで考えている。

11 啓発

県は、次の事項について広報及び啓発活動を行います。

- (1) いじめ防止の重要性、いじめについての相談制度や救済制度等について。
- (2) いじめ防止等に関する気運の醸成について。

- ・ 11は、いじめの防止については、広報や啓発活動が大事であるということ。

12 相談体制の充実

県は、児童等や保護者が安心して相談できるよう相談体制の充実を図ります。

- ・12、いじめの早期発見に関わっては相談体制が非常に大事であるということで、項を起こしている。

13 インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の推進

県は、インターネットを通じて行われるいじめの防止等のため、次の事項について措置を講じます。

- (1) 児童等への情報モラル教育、保護者に対する啓発活動を進めます。
- (2) 学校及び保護者の連携を促進します。

- ・13、先ほども意見が出ているインターネットに関わるいじめというのは増える傾向であり、非常に大事だと考えており、あえてインターネットを通じてという項を設けたい。

14 長野県いじめ問題対策連絡協議会

- (1) 県は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置きます。
- (2) 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議します。
 - ① 県、市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項。
 - ② 基本方針に関する事項その他。

- ・14、長野県いじめ問題対策連絡協議会、まさしくこの会であるが、この会を条例できちんと位置付けて、より機能が発揮できるように考えているところ。

15 県立学校における重大事態への対応

県教育委員会は、県立学校において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合において、自ら調査を行う場合には、専門知識を有する者等による調査を行います。

- ・15ですが、県立学校における重大事態への対応について、このような形で善処したい。

16 知事の調査

知事は、法第30条第1項（公共団体が設置する学校での重大事態）又は法第31条第1項（学校法人が設置する学校での重大事態）における報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、重大事態の調査の結果について調査を行います。

- ・16の知事の調査、これは再調査ということになるが、このような形で善処したい。

説明は以上です。

【伊藤会長】

国の法律があるので、丸きりそこから独立というわけにはいかない。ある程度、国の法律を意識しつつ、長野県らしさを取り入れて総合条例として作っていきたいと、現在検討しているところ。プリントは、室長が只今説明をした通りであるが、「骨子」なので細かい文言までは書き込めていない。今日これまで出されたご意見も、精神として反映できる部分も随分あると思っている。例えば、自己肯定感のような部分、子どもたちの意識に係る部分についてしっかり取り組むことが大事であると、明記していくのが大事だと考え、基本理念で「主体的に取り組めるように」とした。当然ながら、いじめは中心となっていじめを起こす子どももいれば、傍観者として見過ごしいじめを助長してしまうことを考え、そういう子どもたちが一歩踏み出せるように主体性を身に付けていくことが大変重要としたもの。条例なので、「いじめ問題については、県民の役割である」と、一歩踏み込んで主張させていただきたいと思っている。先ほどのテレビ番組の話にもつながるが、「大人社会の有り様が、実は子どものいじめを助長させてしまっている」部分もある。7(2)で「教職員の言動が児童等に影響を与えるということを認識する」とは、教職員が主体的にいじめする訳ではないが、教職員自らの何気ない一言が、子どもに「あの子に対して、こういう物言いをしているのかな」と思わせ、いじめを招く。「そういう恐れがあ

るのだと強く意識をし、言動に注意しなければいけない」ということを規定したい。その他、13では、インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の推進として、難しい課題ではあるが、あえて明記することで今後の施策推進につなげたいと考えているところ。15は、私どもが直接対応できるのは県立学校だけだが、県立学校で重大事態が発生して自ら調査を行う場合、教育委員会の中だけで調査するのではなく、専門知識を有する者等による調査を行うと明記している。「あらゆる関係機関、つまり外部の目を入れてこの問題に対応していく姿勢」として打ち出すことを本県の特徴としたいと、強く考えているところ。

皆様方からのご意見をいただき、さらに教育委員も含めて、検討を十分に進めていきたい。その先は、県民の意見を幅広く聞くために、パブリックコメントを行う予定。その過程で、幅広く関係機関の方々のご意見をいただく機会を調整したいと思うが、その前段として、ここでの意見を含めて骨子に反映する、または、骨子から条例化する段階で反映させたいと思う。よろしくお願ひしたい。

【胡桃澤委員】

保護者の責務に「適切に保護する」とあるが、何を言っているのか分かりにくい。登校させないとか、そのような類か？

【伊藤会長】

法に示されたもので、いじめから子どもを守るということ。もっと分かりやすい骨子にする。

【胡桃澤委員】

確認だが、8(2)の最後の「適切に保護します」というのは引かかる。保護するということは当たり前前のことで、わざわざこれを書くのは、余程の重大案件の場合で、しかも適切に保護するとはどういう場合を想定しているのか。例えば学校を休ませるとかをイメージしたものなのか。

【伊藤会長】

実は、国の法律にこの文言があるのです。こちらの方の『基礎資料』の5頁、9条第2項、保護者の責務のところです。

【胡桃澤委員】

「いじめから」ということか。

【伊藤会長】

条例化すれば同じような文言になると思うが、骨子の段階では言葉足らずの面はある。これがなぜ決められたかとすれば、言われたように「守るということ」も当然あり得るが、誰かが解決してくれるのではなく、まず「最初に子どもを守ることが保護者の責務としてある」ということ。学校にいじめの発生を伝えて善処を求めることも保護するという文言に入ると思うし、そういった内容を想定しながら、国はこの法令に入れたのかなと思うところ。

【胡桃澤委員】

「いじめから」が抜けるか抜けないかで、全く意味が変わると思う。

【伊藤会長】

ご指摘を踏まえて、骨子の段階では紛れのないようにしていく。

【藤井委員】

教職員の責務の「教職員の言動が児童等に影響を与えることを認識」は、本当に最もだと思うが、保護者の責務にも、あえて「保護者の言動が児童等に影響を与えることを認識」を入れ、親にも意識してもらおうのはいかがか。親が、子どもをすごく傷つけていることがあるもの。だから、保護者にもそういった文言を、当たり前かもしれないが、入れてもらうのはいかがなものか。

【伊藤会長】

(1)の「自らを大切に思う気持ちや他の人を思いやる心を育み、規範意識を養う教育に努めます」は、具体的に書いている。そこで読める部分と読めない部分があるので、条例では精査させていただきたい。もっと言うと、本当は全ての県民自身がそういう意識を持ち、「自分たちの振る舞いが子どもにどういう影響を与えているか」と意識をすべきだが。役割まで明記するかという点は、条例の特性に鑑みて判断すべきと思う。ご指摘の点は十分に検討させていただく。

【近藤委員】

市町村教委のアンケートを見ていただいたように、重大事態の場合、機関を設置するかしないかは、市町村の財政規模で大変難しいところである。県立学校における重大事態だけに限定するのではなく、市町村教委については(権限の問題で)難しいとは思いますが、是非、各市町村に支援できる体制にさせていただけるとありがたい。

【大井委員】

9の県民の役割について。「いじめの防止」と言うと、「今(起きているいじめを)、止める」に重点が置かれている(感がある)。「予防」という言葉もあまり出てきませんので。子どもたちの人間関係作りに「遊ぶ」という経験が少なく、自分が痛い思いをしたり、体験したりすることがとても少ない時代だと思う。地域の方たちの育成会などでもう少し幅広くいろんな方と声かけ合いながら、「人間関係作りを育てていく」ような、そういう「遊び」を通して育てる機会をたくさん作る。そういう文面が入るとありがたいと思う。「行事的」ではなく、「継続した遊び」で子どもたちの人間関係を進める体制ができるといいと思う。昔の子どもたちの野山で遊んだ経験、そういう中で勉強してきたことがあると思うので、そういった経験をさせてあげたい。

【近藤委員】

「(子どもは)成長過程の中で学んでいく。」と言うが、いじめがあった時点でバッシングになってしまい、それ以上伸びないところがある。その辺りをどうすべきか。「いじめは、許されない。」は当然だが、「いじめに、負けない。」というのも大事。それをいじめ防止の中に書くかどうかは考えないといけないが、いじめに負けないということも大切なことだと思う。

【西澤委員】

15の県立学校における重大事態に関係して、私立の場合は、当然、理事者が責任を持っていくものだと思う。場合によって、支援の要請をお願いできるチャンスがあるかという点で、それを文言に盛り込むかどうかは別にして、考えていただければと思う。

【伊藤委員】

12の相談体制の充実では、「子ども支援条例」の相談機関との関係性はどのようにお考えか。

【伊藤会長】

議会で条例を通すためには、その辺りの関係がどうなっているかを、より精緻に詰めていかなければいけない部分である。一つは、子ども支援条例ができたが、あの条例制定の議論の際、私も知事も答弁させていただいたが、「学校でのいじめは、学校のいじめ防止法の中で一義的には対応するのだ」という法律の方が優先する。「学校内で起きたいじめには、基本的にはいじめ対策の中で対応していく」のである。ただ、幅広く社会で起きるいじめ、学校から帰ってのいじめ、塾でのいじめと様々である。幅広くいろんな子どもの支援を考えると、包括的には子ども支援条例が対応していくところ。もう一つ、相談機関というものは、「ワンストップ」は重要なのだが、同時に「多様な相談できる機関」であることも否定されないで、いじめ防止条例で学校のいじめに対する相談体制を充実させた場合であっても、子ども支援の条例でできたところに相談が行くこともあり得る。その場合には、解決に向けて学校でし

っかり対応をしてもらいたいので、双方で情報を共有しながら学校側主体に、または教育行政側主体になっていくものと思う。ただし、議会答弁で私も述べさせていただいたが、保護者・子どもと、学校側もしくは教育委員会側とが、いじめへの対応を巡りなかなか解決せずに対立構図になってしまうケースが、不幸なことだがごく少数あり得る。そうなった場合に、学校・教育委員会に解決を期待しても、対立関係になった後なので、当事者であるが為に、第三者的な対応ができなくなると思う。そうした場合には、子ども支援条例に基づいての委員会の方で、第三者的な形で裁判前の対応として助言、指導いただくことはあり得る。相談体制の充実は、条例上はこんな形になると思うが、実際に相談機関を作る際には、一義的にはこういう役割だが、相互に連携しながら相談を幅広く吸い上げ解決につなげるという方策になるよう配慮していきたい。

【伊藤委員】

相談体制の充実では、多様な相談機関があることは必ずしも否定するものではないが、よくあることで、「たらい回し」になるとか、いろいろ言ったが結局何も変わらないとか、子どもが置き去りになってしまうのはいけない。やはり連携である。相談機関内でどこまで連携ができるか難しい問題はあるが、そのようなことに実際的に取り組み、注意していくことが重要と思う。条例に書き込むかは別として、実際問題どうしていくのが重要。調査をしなければわからないと思うが、一覧表を配られただけで子どもたちがどこまで相談窓口を知っているか。そう考えると、相談体制の充実というのは大人が決めるものではなくて、今の時代の中で子どもたちが相談をしやすいのかというのを、ネットでの相談体制を含めて、実際に子どもたちからアンケートなどの調査をしていただくことが必要かと思う。

もう一つ、盛り込むかどうかは別だが、お子さんのケアについて、そういう視点をこの条例のどこかに組み込んでいただきたいと思う。「大人はこうしましょう」というのはあるが、子ども（の立場）として見ると、「子どもはいじめをしてはいけない」しか書かれていない。いじめによるストレスの問題、困っていることなどついて、「相談体制を充実するよ」っていうところに、「お子さんのケアをちゃんとするよ」とか入れてもいい。子どもの部分があまり感じられない条例だと感じる。せっかくいじめ防止という子どもの問題ということでやるので、子どもの視点をどこか条例の中に入れてほしい。

【金委員】

今の伊藤先生に全く同感です。本体の第4条、いじめの禁止「いじめを行ってはならない」だけが、「傍観」という、「見聞きしても知らん顔するのはいいのか。それは広い意味ではいじめに当たる。」という解釈に。「心のケア」ということでは、目的の3行目に「児童等の尊厳を保持するため」とあるが、もう少しストレートに「児童等はいじめを受けない権利」、「いじめに対して相談する権利」とか、宣言的に「いじめを受けない権利がある」というような、いじめ対応の中には盛り込みにくい、工夫できないか。

【近藤委員】

今の話は、非常に難しい問題です。いじめ防止対策法ができた経緯を考えると、「いじめが起こらない社会を大人がどう作るか」の視点から、いじめ防止を示した法だと思う。ケアは、学校や家庭、地域社会が当然やるべきものという上に立っての解釈だと思う。それに対し、「長野県ではもう少し県民の広い取り組みをしよう」と、国とは少し違った視点で子どもに寄り添っていると思う。さらに、子ども支援条例も関わるとい構造になっていると理解している。もし、そういう考えの「いじめられた後の対策」として少し国の条例とは違った観点で作られるといいが、法的にはどうか。

【伊藤会長】

少し検討させていただく。この条文の第2項でこの文言を盛り込むのが適切かということと、いじめ条例を受けたケアを書くということを含め、条例の目的から反しない限りは、若干性質の異なるものを

入れることは、「法的に絶対に無理」とはならないだろう。

【近藤委員】

今、市町村教委で問題になっているのは、どこまで踏み込むべきなのかというところである。

【伊藤会長】

大人目線で作っているというのは確かにある。しかし、起きてしまった場合に解決に向けた適切な対処には、学校では間違いなくケアを入れるのであるが、そこが読み取りにくいし、思想として感じられないとするならば、検討してみたい。先ほど申したように、骨子は条例化する段階ではもう少し肉を付けていくのでもう少し丁寧な文言にはなる。しかし、条例は所詮条例なので、条例で全てを書き切るとのではなく、今年3月策定の「いじめ防止基本方針」が実際のいろいろな行動で指針となるので、その意味ではトータルでセットになっていると考えてほしい。もし、今後この基本方針を改定していく場合には、この条例が先にできている形になるので、条例に基づいてより具体化される部分も出だろうと思っている。その意味で、先ほど指摘にもあったが、いじめ防止の基本方針には「ささいなトラブルは人間関係作りをする機会ととらえ、児童生徒が自他を理解し相手との関係を自ら作る力を育めるように指導する」の文言を入れたのは画期的な内容として受け止めている。「いじめゼロ」と言うものの、いじめは極端にあってならないものとするのではなく、些細なトラブルというものは人間関係作りをする上で必ずあるし、むしろそのことを否定するのではなく、「しっかりと対人関係を作っていくことが子どもには大事だ」のようなことも入れたわけである。それも含め、「単なるいじめ対処法ではなく、根本的な人作りの条例」的な意味を持てればと考えているところ。

そういう意味で、これは骨子案ではなくて骨子素案である。いただいたご意見を踏まえ、骨子に反映できるもの、また条例段階で反映させられればと考える。さらに、条例制定後に反映させるもの、例えば、市町村立の学校に対するサポートのことや私立学校が求めた場合のことなど、実行ベースで工夫の余地があるかと思っているので、それらも含めてしっかり取り組んでいきたい。

次の協議会は、条例制定後に「条例に基づく協議会」となるので、この協議会の重みがより増すと思うので、引きつづき皆様からはご指導をいただきたい。尚、今後修正した上で教育委員会にかけ、パブリックコメントをかける予定なので、各関係団体においても少し見ていただき、さらにご意見があればパブリックコメントとしてどんどんいただきたい。

以上で予定していた協議事項については終了させていただきます。

【進行】

貴重なご協議をありがとうございました。これで第2回の連絡協議会を閉会とさせていただきます。